

(案)

さいたま市自動体外式除細動器（AED）等賃貸借

（2025年度導入分）契約書

さいたま市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）の間において、次の条項により契約を締結する。

（目 的）

第1条 この契約は乙が、その所有するAED等、自立式収納ボックス（屋内設置用）、屋外型自立式収納ボックス（電源レスタイプ）（以下「機器」という。）を甲の使用に供し、適正な操作方法を指導するとともに、機器が常に正常な状態で稼動しうるように保守を行い、機器の機能を円滑に供給することを目的とする。

（契約対象機器の内容及び設置場所）

第2条 この契約の対象とする機器の内容及び設置場所は、次のとおりとする。

- （1） 機器の内容 別紙仕様書のとおり
- （2） 機器の設置場所 別紙「AED 設置施設一覧表（2025年度）」のとおり

（賃貸借期間）

第3条 機器の賃貸借期間は、令和7年10月1日から令和12年9月30日まで（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第30条第3号の適用により、免除とする。

（賃貸借料）

第5条 機器の賃貸借料は、月額〇〇〇〇〇円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額〇〇〇〇円）とする。

- 2 契約期間の月の途中においてこの契約の全部若しくは一部を解除したとき、又は乙の責に帰する事由により甲が機器を使用できなかったときは、その月分の賃貸借料は、その月の暦日数に基づく日割計算によって算定する。

（設置費用等の負担）

第6条 この契約に基づく機器の設置に要するすべての費用及び賃貸借契約が完了し当該機器を撤去する場合の撤去に要するすべての費用は、乙の負担とする。

- 2 前項の場合で、乙が撤去を遅滞した場合は、甲は乙に代わり撤去し、その費用を乙に請求するものとする。

（機器の保守）

第7条 乙は、甲が機器を常に安全かつ完全に使用できるよう保守を行い、その費用を負担する。ただし、甲の責に帰すべき事由により修理又は調整の必要が生じたときは、甲は、別途、それに要する費用を負担する。

- 2 乙は、保守の実施方法について、あらかじめ甲の承認を得て、これを実施するものとする。
- 3 甲は、あらかじめ乙が確認した機器の設置場所の環境条件を保持するとともに、善良な管

(案)

理者の注意をもって機器を管理するものとする。

4 甲の故意又は重大な過失により機器に損傷を与えたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。

5 故障等により機器の使用ができないときは、乙は甲に対し甲の業務に支障がないよう代替機器を供するものとし、当該代替機器の賃貸借に係る費用は無償とする。

(賃貸借料等の支払)

第8条 乙は、毎月初めに前月分の第5条に定める賃貸借料を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙の契約履行を確認し、乙からの適法な請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。

(秘密の保持)

第9条 乙は、機器の設置、保守、管理等に際して知り得た甲の業務上の秘密について、これを第三者に漏えいしてはならない。

(損害保険契約)

第10条 乙は、機器について賃貸借期間中、乙を保険契約者とし、及び乙の選定する損害保険契約を締結する。

2 前項の保険契約の保険料は、乙の負担とする。

3 甲は、第7条第4項の場合で乙が第1項に定める保険契約に基づいて保険金を受け取ったときは、乙が受け取った保険金額を限度として、甲の負担義務を免れる。

(損害金)

第11条 甲は、乙が機器の使用開始日までに機器の納入を完了しないときは、遅延日数に応じ、契約金額(月額)に12を乗じて得た金額に契約日における、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第35条第1項の規定に定める率(年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)を乗じて計算した額(計算して求めた額の金額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)を損害金として徴収するものとする。ただし、甲が、分割して履行し得るものと認めたときは、その遅延部分についてのみ損害金を計算する。

2 損害金は、契約金その他乙に支払うべき債務と相殺することができる。

(甲の解除権)

第12条 甲は、乙が、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 契約の締結又は履行について不正行為があったとき。

(2) 機器の使用開始日までに機器の納入を完了しないとき、又は完了する見込みがないとき。

(3) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(案)

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 乙が当該契約の履行にあたり、第三者と契約を締結する際、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者と当該契約の履行に係る契約をしていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(4) 前2号のほか、契約に違反したとき。

2 前項の規定により、この契約が解除された場合、乙は、賃貸借期間全体の賃貸借料総額の10分の1に相当する額（履行部分があるときは賃貸借期間全体の賃貸借料総額から履行部分に対する賃貸借料相当額を控除して得た金額の10分の1に相当する額）を、違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

第13条 甲は、機器の引渡しを完了する前は、前条第1項に定めるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約を解除した場合、機器の設置及び撤去に要した費用を賠償するものとする。この場合における賠償額は、甲と乙とが協議して定める。

(乙の解除権)

第14条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 契約の内容の変更により契約金額が3分の2以上減じたとき。

(2) 甲の責に帰すべき事由により契約を履行できない状態が相当の期間にわたるとき。

(3) 甲が法令又はこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認めるとき。

2 前項の規定により契約を解除し、乙に損害が生じた場合は、甲は、その損害を賠償するものとする。この場合における賠償額は、甲と乙とが協議して定める。

(機器の返還)

第15条 甲は、賃貸借期間の満了又は契約の解除によって機器を乙に返還する場合には、速やかに機器を返還するものとする。

(疑義の解決)

第16条 この契約に定める条項その他について疑義が生じた場合には、甲と乙とが協議して解決するものとする。

(訴訟の提起)

第17条 この契約に関する訴訟の提起は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(その他の事項)

第18条 この契約書に定めるもののほか、必要な事項については、法令又はさいたま市契約

(案)

規則によるほか、その都度協議して定めるものとする。

(特約条項)

- 第19条 甲は、本契約を締結した会計年度の翌年度以降において、甲の歳出予算における当該契約金額に基づく予算措置がなされない場合は、本契約を変更または解除するものとする。
- 2 甲は、前項の規定による変更または解除については、事前に、相手方に通知しなければならない。
- 3 乙は、第1項の規定により契約を解除された場合において、乙に損害が生じたときは、甲にその損害の賠償を請求することができる。
- 4 前項の損害賠償の額は、甲と乙とが協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
甲 さいたま市
さいたま市長 清水 勇人

乙